

全ての区民が、人権・平和・多様性を尊重し、豊かな地域社会の実現を目指します

葛飾区人権基本条例

を制定します！

資料 3



①区、区民及び事業者等の責務を規定し、3者がそれぞれの観点から、人権課題に携わることを決めました。

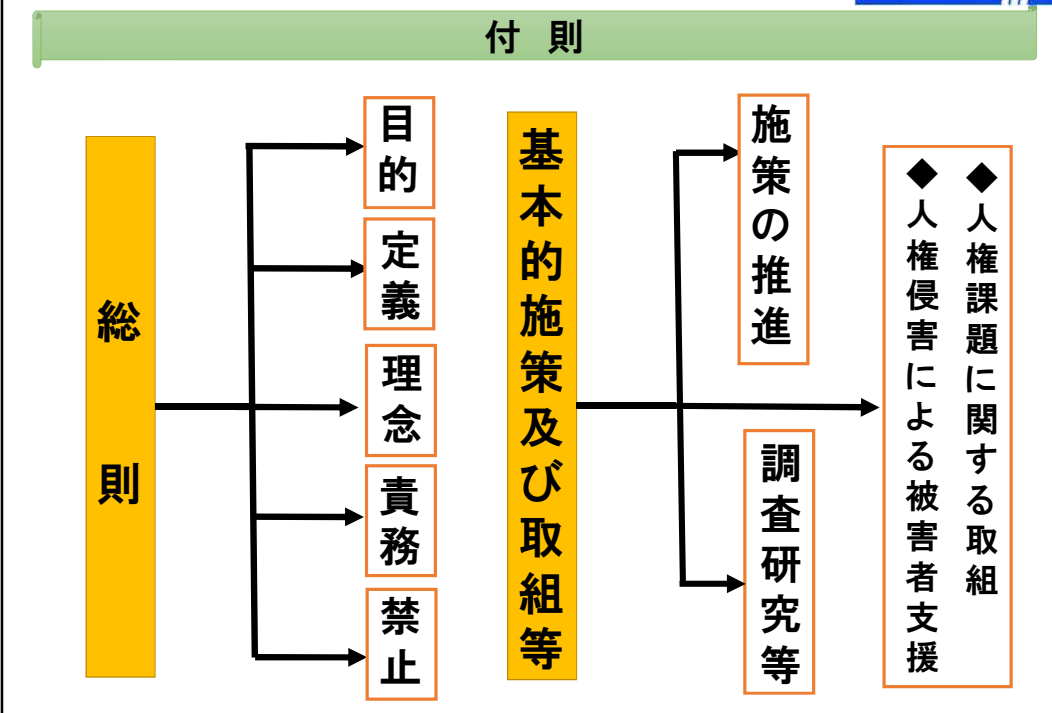


②男女平等、子ども、高齢、障害 など12種類の人権課題を条例に規定したほか、社会経済情勢の変化に適応した様々な人権課題に取り組みます。



③犯罪被害者等への支援体制を新たに構築するとともに、複合的な人権課題の連絡窓口として各関係機関と連携しながら人権施策に取り組みます。

葛飾区人権基本条例の構成について①



葛飾区人権基本条例の構成について②

